

## 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会（第4回）議事概要

【出席者】 打越委員、岸委員、佐伯委員、佐藤委員、横山委員、吉岩委員（欠席）、  
オブザーバー 厚生労働省 馬上班長

【日時】 令和2年2月27日（木）10：00～12：15

【場所】 TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 11A（東京都千代田区内幸町 1-3-1）

### 【議事次第】

#### I 開会

#### II 議事

- (1) 第3回の検討結果及び本日の論点について
- (2) アンケート調査の分析結果について
- (3) ヒアリング調査の結果について
- (4) 骨子（案）をふまえたガイドラインの作成作業について
- (5) その他

#### III 閉会

### 【議事概要】

○（事務局） ただ今より、「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会（第4回）」を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。議事に入るまでの進行役で事務局を務めます、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室の山田と申します。よろしくお願ひします。

開会にあたり、動物愛護管理室長の長田よりご挨拶を申し上げます。

○長田 コロナウイルスの大変センシティブな時期にもかかわらず、お忙しい中お集まりくださりありがとうございます。今日の会議を開催するかどうかについて、非常に悩みました。環境省においても、100人規模を超える会議は、しばらくの間原則として中止または延期という方針を出しているところですが、今回は傍聴の申し込みも少なく、高密度ではない状態で開催できる状態でしたので、こういう時期ではありますが、十分に配慮をしながら開催させていただくということで、お集まりいただきました。

本日は、前回の検討会でご指摘をいただいた点を踏まえて、125自治体から回答をいただいたアンケート調査の分析結果をご説明させていただき、さらに踏み込んだご議論をいただければと思っております。最終的にはこれを生かしたガイドラインを作成しますので、議事の後半では、ガイドラインの作成に向けて、調査の結果をどのように生かしていくか、ご意見をいただきたいと思います。限られた時間ではありますが、本日もどうぞ宜しくお願いします。

○（事務局） それでは、本日の出席者の皆様をご紹介します。お手元の出席者名簿をご覧ください。成城大学法学部の打越委員、東邦大学看護学部の岸委員、帝京科学大学生命環境学部・くずのは動物病院の佐伯委員、長野県社会福祉協議会の佐藤委員、あいわクリニックの横山委員、また、本日所用のためご欠席となっておりますが、川崎市健康福祉局保健所の吉岩委員です。なお、岸委員は、所用により 11 時までのご出席となっております。その他、オブザーバーとして、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室の馬上班長にご出席いただいております。

本日は傍聴の方もおられますが、お願い事項があります。昨今のコロナウイルス対策の状況を踏まえて、注意喚起をさせていただきます。マスクをお持ちの方はご着用をお願いします。お持ちでない方は、事務局で用意がありますので、お求めください。会議中に具合が悪くなったり、風邪のような症状が出たりした場合は、中座して、医療機関などへ向かわれますようお願いいたします。また、写真撮影は、会議の冒頭のみとなります。議事進行の妨げとならないよう、会議中の写真撮影等はお控えくださいますようお願いいたします。あわせて携帯電話をマナーモードにさせていただくか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

次に、配布資料の確認を行います。議事次第の裏面にある配布資料一覧をご覧ください。

（資料確認）

参考資料の「アンケート調査結果（詳細）【確報】」については、ページ数の関係で委員のみの配布としています。後日、速やかにホームページに掲載する予定ですので、よろしく申し上げます。

それでは、これより先、カメラでの撮影はご遠慮ください。

この後の議事進行は、打越座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○打越 おはようございます。打越です。本日もよろしく申し上げます。

本日の議事を確認していきます。最初に、第3回検討会の振り返りと本日の論点について、事務局から簡単にご説明いただきます。その次に議事2で、前回でもアンケート調査の結果が相当のボリュームがありましたが、さらに追加で出てきたデータが非常に示唆に富んでいるので、これについては、委員からのご意見やご質問、感想をしっかりと議論しながら話をしていきたいと思っております。議事3では、自治体のヒアリング、先進的な取組の事例について、事務局からご報告いただき、私達も意見交換をしたいと思っております。議事4では、今後ガイドラインを作成するにあたり、前回は目次構成だけでしたが、骨子案を踏まえた項目、内容について、委員からご指摘をいただきたいと思っております。議事5のその他では、全体を通してお気づきの点があれば、ご意見をいただきたいと思っております。

事務局から説明して、その後質疑応答となっておりますが、本日はアンケートの追加分析の結果と、ガイドラインの項目を膨らませていくところに、時間を使っていきたいと思っておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いします。

それでは早速、議事1について、事務局のほうからご説明をお願いします。

(1) 第3回の検討結果及び本日の論点について

○(事務局) それでは、資料1-1「第3回の検討結果及び本日の論点」をご覧ください。前回の検討会では、アンケート調査結果とガイドラインの骨子案について、ご議論いただきました。アンケート調査結果は、前回は、全125自治体のうち、120自治体の回収の状態を集計した速報版としてご報告いたしました。また自由記載の項目については、冗長な表現の調整や、分類などがまだの状態でしたが、委員限りの資料として配布いたしました。これらについては、125自治体の状態にしたものを、今回の資料として配布するとともに、自由記載の項目についても、項目ごとに分類して、委員限りの資料として配布しています。

前回は、アンケート調査結果を踏まえた分析にあたっての指摘事項として、以下のようなご意見をいただいております。行動変容によって解決した事例にはどのような要素が関わっているかについての因子分析のほか、他機関との連携・協力の状況に応じた因子分析を行って、どんな自治体がどのようなことをやっているのか、連携のスタイルが自治体によって違うのか、取組をしていない自治体は何もやっていないのか、といったことを明らかにしてほしい、連携が進んでいる自治体とそうでない自治体を分けて対応状況を確認したい、各自治体が条例をつくることに一定の意義があるのではないかとといった観点から分析をしてほしい、等のご指摘をいただきました。

また、ガイドラインの骨子案については、基本的事項、予防編、多頭飼育を発見した後の対応編、アフターフォロー編、コラム、参考資料など、目次を示した骨子案についてご説明しました。ご指摘としては、全般的なこととして、連携意識が芽生えるようなガイドラインにしてほしい、連携すれば解決が早まる事例を掲載してほしい、数値として示してほしい、対応事例の流れを時系列で示すなど見やすいようにしてほしい、といったご意見をいただいております。

本日の論点でございますが、アンケート調査について追加でおこなった因子分析やクロス集計の結果、定性的な記載事項の分析、ヒアリング調査の結果について、重要なポイントは何か、また、骨子案を踏まえたガイドラインの作成作業については、対応事項表をもとに、誰が何の材料を使ってどんな事項を記載すべきか、このようなことをご議論いただきたいと思っております。

続きまして、裏面の資料の1-2をご覧ください。事業計画の変更点としては、今回の2020年2月の検討会を行った後に、ご指摘などを踏まえて、ガイドライン素案の作成作業や、打合せを行うこととしております。これについては、事務局のほかに、委員の皆さまにお願いすることがあるかと思っております。検討会の後にも、策定に向けた作業打合せをする予定です。

自治体のケーススタディについては、当初、来年度は自治体の取組の伴走支援をする計画

としていましたが、今年度までのことを中心として、ガイドラインに記載する事項の整理抽出、また、ガイドラインを踏まえた自治体の取組へのフィードバック、経過確認をすることとしています。その他、ヒアリング調査、資料収集を追加しており、来年度は、アンケート結果を踏まえた個別の自治体へのヒアリング、事例の調査、その他、既存の資料を収集しつつ、ガイドラインに肉付けをしていきたいと考えております。説明は以上です。

○打越 ありがとうございます。ちょうどこの会議が始まってから1年経ったところです。3、4か月に一度しか開催できていませんが、毎回の会議で様々な意見を積み上げてきているところだと思います。振り返りのことや今後の全体としてのスケジュールについて、何かご意見ありますでしょうか。

ないようですので、今日のメインの議事2に入っていきます。

アンケート調査の分析について、追加で踏み込んだ解析が出てきているので、事務局からご説明をお願いします。

## (2) アンケート調査の分析結果について

○(事務局) それでは資料2-1「アンケート調査の分析手法と妥当性について」に続き、前回の検討会でのご議論を踏まえて、クロス集計以外で行った3つの分析について説明いたします。

分析の1つ目は、タイプごとの取組を明らかにしてほしいというご意見への対応として、多頭飼育者が持つ要素の類型化を行いました。2つ目は、打越座長からのご要望にあった、自治体の取組にみられる要素の類型化について、因子分析等を行いました。3つ目は、岸委員からご要望があった、解決した事例の中で、行動変容によって解決した事例に影響している質問項目の特定について、判別分析を用いて行いました。一つずつご説明していきます。

最初に、多頭飼育者が持つ要素の類型化についてご説明します。これはアンケート調査票のQ2の中で、多頭飼育者の特徴を尋ねた、生活の状況とセルフネグレクトについての45個の質問を対象としました。具体的な項目は、2ページの図表1に示しております。それらに対して因子分析をしたところ、分析の過程において、45個の質問のなかで多頭飼育者の状態像に含まれないと判断できる質問項目が5つ確認されました。それらが、中央に示している「もともと保護活動や譲渡活動を行っている(いた)」、「繁殖業に従事したことがある(あった)」、「動物行政担当者よりも、動物愛護団体を信頼している(いた)」、「ごみ置き場から物をためこむ、あるいは外から拾ってくる(きた)」、「近隣住民との間でトラブル・苦情が発生している(いた)」です。これら5つの質問項目は多頭飼育者の状態像に含まれないということがわかりました。

最終的な結果が3ページの図表2になりますが、こちらの見方についてご説明します。図表2の中央ほどに、因子が1から7までありますが、今回の分析結果によって、多頭飼育者

が持つ要素が7つに分類されたということを示しています。

例えば、因子1には、左側の「質問項目」欄にある、「排泄物や汚れた衣類や物が放置されている（いた）」、「室内で害虫が発生している（いた）」、「室内で悪臭がする（した）」、「家屋内にカビが発生している（いた）」、「食べ物やごみが放置されている（いた）」、「屋外まで悪臭がする（した）」、「屋外まで害虫が発生している（いた）」、「窓が壊れているなど修理すべき箇所を修繕していない（いなかった）」、「身体から悪臭がする（した）」、「髪・髭・つめが伸び放題である（あった）」、「近隣住民との関わりがない（なかった）」といった質問項目が含まれているということになります。これらの質問項目から、この因子が何を表しているかを推測し、「不衛生」という因子になるのではないかと考えました。このように、2から7の因子に対しても、各因子に含まれる質問項目をもとに、それらがどういった因子なのかを推測しました。

因子2には、「短時間のうちに同じ話を何度も繰り返している（いた）」、「担当者個人の顔を覚えていないことがある（あった）」、「読み書きや計算に困難を伴う（伴っていた）」、「被害妄想のような発言をしている（いた）」、「経緯の説明に一貫性がなく、二転三転している（いた）」、「身体的な病気や、筋力・歩行の弱さが見られる（見られた）」、「先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった）」、「動物行政担当者よりも、保健師・福祉担当者を信頼している（いた）」、「ボロボロの衣類を着用している（いた）」、「十分な食事を取っていない様子が見られる、もしくはやせが目立つ」、「入退院をくりかえしている（いた）」といった質問項目が加わりましたので、これらの内容から、この因子は「自立困難」にあたるのではないかと考えました。

因子3には、「家賃や公共料金が未払いである（あった）」、「ライフライン（ガス、水道、電気）が、一部又は全部途絶えている（いた）」、「金銭の適切な使い方ができない（なかった）」、「経済的に困窮している（いた）」といった質問項目が加わりましたので、「貧困」と設定しました。

因子4には、「暴力を振るわれる恐れを感じる（感じた）」、「担当者に暴力を振るう（振るわれた）」、「怒鳴られたり非難・暴言を向けられたりすることがある（あった）」といったことが加わりましたので、「暴力」としました。

因子5には、「動物の所有権を放棄しようとしなない（しなかった）」、「殺処分を恐れている（いた）」、「動物への過度の愛着を持っている（いた）」、「行政担当者の話に拒否反応が見られる（見られた）」といった質問項目が加わりましたので、「固執」としました。

因子6と因子7の名称は記載のとおりとしておりますが、これが適切であるかどうかについて、ご意見をいただきたいと思えます。

4ページの図表4では、因子スコアとして各因子を軸に取り、今回分析の対象とした事例がどのような特徴を持っているかということを示しています。

例えば図表4は、x軸が不衛生、y軸が自立困難となっているので、右上に位置する県15、県31の事例は不衛生な要素を含み、なおかつ自立困難の要素も含む事例であったというこ

とになります。逆に、左下にある県7や県114の事例は、不衛生の要素も自立困難の要素も少なかったということになります。

この図より個々の事例の持つ要素がかなりばらついており、なかなか類型化できないということが把握でき、そのことから、多頭飼育の問題が様々な要素を含む、非常に複雑なものであることがわかります。

次のページの図表5に、x軸が不衛生、y軸に貧困をとったグラフを示していますが、こちらにも同様に、何かしら塊が見えるわけではなく、個々の事例の持つ要素がばらついているので、類型化が難しいと考えています。

6ページの図表6では、多頭飼育者が持つ要素とその特徴ということで、因子分析をもとに分類した7つの要素と、それらの特徴について、文章で記しています。これについても、内容が適切かどうか、ご意見をいただきたいと思います。

次に、7ページの「2. 自治体の取組に見られる要素の類型化」についてご説明します。こちらは、アンケート調査票Q1で自治体の取組を尋ねた、「多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況」と、「多頭飼育に対する他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況」における37個の質問への回答を対象に、因子分析を行ったものです。分析に用いた質問項目を図表7に示しています。

この結果を8ページの図表8に示していますが、1つ誤植があります。因子1の質問項目で、「自治体」とあるものは、全て「自治会」の誤りですので、訂正いたします。

この図の見方は先ほどと同様ですが、今回は因子が4つに分かれており、取組の要素が4つに分かれたということになります。4つの因子に名称を付けることが難しかったため、こちらについても、名称に関してご意見をいただければと思います。

最後に、9ページの「3. 「多頭飼育者の行動変容による解決」へ影響のある項目の特定」に関して、判別分析を行いました。まず、多頭飼育者の行動変容による解決で、強くみられる他のQ2の質問項目への回答傾向を探索するために、最初に、どの質問項目が多頭飼育者の行動変容による解決に影響しているかという分析をカイ2乗検定、またはフィッシャーの直接確率法を用いて行いました。その結果が図表10にある11個の質問項目ですが、これらの質問への回答の状況が、多頭飼育者の行動変容による解決の有無に影響を与えているということになります。

このように、影響している質問項目がわかりましたので、次に、これらの質問項目がどのように影響しているのかを分析しました。その結果が10ページの図表11になりますが、カテゴリースコアがプラスになっているところは、その選択肢を選ぶと、多頭飼育者の行動変容により解決する傾向があるということになります。一方で、マイナスのところは、その選択肢を選ぶと、多頭飼育者の行動変容による解決が見られにくいということになります。

例えば、中央ほどに、繁殖業に従事したことがあるかどうかの質問項目がありますが、「繁殖業に従事したことがある」のカテゴリースコアが-1.65になっています。これが意味することは、繁殖業に従事したことがあると回答した場合に、多頭飼育者の行動変容によって

解決がしにくいということです。

同様にその2つ下に、ごみ置き場からものをためこむ、あるいは外から拾ってくることに  
関しての質問項目がありますが、こちら、「ごみ置き場からものをためこむ、あるいは外  
から拾ってくる」が-0.57 というスコアになっているので、このような特徴を持つ人は、  
行動変容によって解決しにくいことを示しています。

もう一点、重要なところが、下から2つ目の、不妊去勢手術を行っていない動物がいるか  
どうかに関する質問です。こちらは、「全ての動物に対して不妊去勢手術が行われている」  
場合に-0.66 ということで、自主的に既に全ての動物に対して不妊去勢手術を行っている  
多頭飼育者は、独自の行動変容によっては解決しにくいということになっています。

一方で、上から4つ目の、事案終結した経緯が不妊去勢手術によるものであるかどうかの  
質問に関しては、「不妊去勢手術」によって事案が終結した」のカテゴリースコアが 0.55  
ですので、逆に不妊去勢手術を支援側から提供することによって、多頭飼育者の行動変容に  
よって解決しやすくなるといった傾向が見られることがわかります。

駆け足になりましたが、追加で行いました分析は以上の3つです。

○（事務局） 続きまして、アンケートのクロス集計の結果についてご説明いたします。ア  
ンケート関連では、資料2-2の報告書と、資料2-2別紙と、参考資料がありますが、資  
料2-2について、前は全ての対象自治体から回収ができていなかったため集計中のま  
ま暫定版として単純集計を行っておりました。今回は回収率100%で集計しているほか、ク  
ロス集計を行っており、本日はこちらをメインにご説明いたします。資料2-2の別紙は、  
報告書への収録が間に合わなかったものを別添として添付しております。参考資料はア  
ンケートの自由回答欄について記載したのですが、今回は時間の都合上ご説明を控えさせ  
ていただきます。

今回は時間が限られておりますので、前回の検討会で委員の皆様からご指摘を受けた事  
項を中心に、結果のみをご説明させていただきます。

まず、Q1について、打越座長より、取組が進んでいる自治体とそうでない自治体に関し  
て単純集計以外の分析を、というご要望がありました。今回、Q1のクロス集計については、  
17ページから54ページにかけて分析結果を示しております。ここでは多頭飼育の届出条  
例の有無ごとに、動物愛護部局の取組や福祉部局およびその他機関との連携状況にどう違  
いがあるのかを分析しております。多頭飼育の届出制度を実施している自治体は、動物愛護  
部局として各種取組がなされる傾向がみられました。一方で、福祉部局や他機関との連携に  
ついては、届出制度の有無別にみても、特に顕著な違いはみられませんでした。

もう一点、動物愛護部局の取組に関しては、30ページから54ページに該当しますが、会  
議体を設置している自治体では、設置していない自治体よりも、福祉部局に限らず、外部の  
団体も含めた連携に取り組んでいる傾向が見られました。

アンケートのQ2に関しては、年代別クロス集計のご要望が、岸委員と横山委員からあり

ました。87 ページから 101 ページにかけて整理していますが、大きな傾向として、若い世代に、動物への過度の愛着や、所有権放棄に応じないといった、ホーダー的な要素が見られました。一方で、高齢者については、身体的な病気や衰え、歩行の弱さが見られるという傾向が見られます。その他、アルコール依存症、ギャンブル依存症など、人数は少ないですが、ほぼ高齢者に集中しているのも特徴といえます。

また、男女別集計について、岸委員及び横山委員からのご要望を踏まえ、分析を行いました。結果は 102 ページから 112 ページにあり、女性のほうが男性より高い割合がみられた項目としては、金銭管理ができない、動物に過度の愛着を持っている、自治会・町内会・近隣住民からも心配されている、愛護団体・ボランティアからの支援・協力が得られている、といった項目となります。男性のほうが女性より高い割合がみられた項目としては、身体的な病気、筋力・歩行の弱さがみられるといった項目のほか、非難・暴言を向ける、ボロボロの衣類を着用している、自治会・町内会・近隣住民が非難をしている、といった項目となっております。

居住環境に関しては、岸委員からのご要望に対応して分析した結果、118 ページから 120 ページに整理しています。事例の半数以上が持ち家に偏っているという偏りから、有効な比較は難しいのですが、持ち家・賃貸、戸建て・集合住宅に関係なく放し飼いがされている、といった傾向が見られます。

同居者の有無については、事務局の判断で分析しておりますが、113 ページから 117 ページに示すとおり、同居者のいる人よりも、同居者のいない人のほうが、近隣トラブルを抱えたり、他人との関わりに問題を抱えたりするなど、孤立する傾向が見られます。

発達障害や認知症については、横山委員からご要望をいただいておりますが、分析いたしました。87 ページから 91 ページをご覧ください。担当者の顔を覚えていないという設問では、年齢が上がるに従い、そのような症状が見られる一方で、被害妄想のような発言がみられる、話に一貫性がないといった項目では、高齢者に限らず、様々な世代でそのような傾向がみられています。

離別経験は、空欄が多く統計的に有意な分析は困難であることから、分析はしていません。

また、経済状況別にみる不妊去勢の実施状況について、打越座長からのご要望で、122 ページに分析結果を記載しています。経済的に困窮している人ほど不妊去勢手術を行っていない動物を有する割合が高いという結果となりました。この傾向は、121 ページの放し飼いについても同様で、経済的に困窮している人ほど放し飼いをする傾向が見られています。

ホーダー気質については、岸委員からご要望があり、124 ページから 130 ページに分析結果を記載しています。ホーダー気質が高い人ほど飼育頭数が多い傾向にあります。また、ホーダー気質の強い飼育者の事例ほど、事案の終結に至る割合が低くなっており、終結に至る手続きも、転居や法的措置といった形での「解決」になりがちです。さらに、129 ページにあるように、ホーダー気質の強い人は、被害妄想のような発言が多いという結果になりま



した。

最後に、事務局より、解決事例の傾向について分析したところ、131 ページから 139 ページにお示ししているように、解決・改善している例は、動物愛護団体や動物病院など他者の協力や情報共有がなされているものが比較的多い一方で、悪化傾向が見られるものでは、近隣住民、社協・民生委員、動物愛護団体などから協力や支援を得られていないといったことが傾向として挙げられます。説明は以上です。

○打越 お疲れさまでした。大変な量ですので、私たちには少し前に資料をいただいておりますが、全て読み込めているわけではないので、後日、委員からご意見をいただくのもありということにしたうえで、今日の時点で、今説明があった資料 2-1、資料 2-2 について、ご質問・ご意見、あるいは、ここから読み取れる示唆についてご提示いただきたいと思えます。

最初に、特に前半の因子分析等に関しては、意味がわからないなどの技術的な質問を先に受け付けたいと思います。こういう解釈でいいのか、これはどういう意味なのかといったことを聞きたい方がおられましたら挙手をお願いします。

○横山 資料 2-1 の 10 ページにある、「全ての動物に対して不妊去勢手術が行われている」について、カテゴリースコアが  $-0.66$  なのは、解決しにくいということですか。

○（事務局） 今回は、多頭飼育者の行動変容によって解決しているかどうかということですので、解決そのものというよりは、行動変容による解決はしにくいということです。

○横山 つまり、福祉的な考えをもって不妊去勢手術をしている人のほうが解決しにくいと考えていいのでしょうか。

○（事務局） そうです。

○横山 その総数はどこで見たらいいのでしょうか。

○（事務局） 総数は 120 で、解決した事例の全てになります。記載はしていませんが、解決した事例の 120 が、3 番目の分析の対象です。

○打越 解決した事例 120 のうち、不妊去勢手術が行われていると書いたものの総数が知りたいということですね。

○横山 ここだけを見ると矛盾するのですが、不妊去勢をするような福祉の考えを持って

いる人の方が解決しにくいのは理解できません。

○（事務局） 「自身の行動変容による解決はしにくい」ということです。

○横山 もう少し平易に説明してください。

○（事務局） 解決した事例を全て分析対象とし、それらの事例に対するさらに踏み込んだ質問として、「どういった経緯で解決したか」を尋ねて、「多頭飼育者の行動変容によって解決した」と回答した事例に係る質問項目を対象としています。

○横山 図表 11 では、「全ての動物に対して不妊去勢手術が行われている」と、上のほうにある「不妊去勢手術」によって事案が終結した」はプラスになっていますが、この違いがよくわかりません。どう考えたらいいですか。

○（事務局） 下のほうの「全ての動物に対して不妊去勢手術が行われている」は、既に多頭飼育者が自分自身で不妊去勢手術を行っていて、自治体などから働きかけて不妊去勢手術を行ったわけではないということです。

○横山 そのほうが解決しにくいということですか。

○（事務局） 行動変容による解決が見られにくいということです。一方で、上の「不妊去勢手術によって事案が終結した」というのは、自治体などが、多頭飼育者に対して不妊去勢手術を提供することによって解決したということになります。

○横山 わかりました。もう1つ、50代だけがマイナスになっていますが、50代が一番解決しにくいということですか。

○（事務局） そうです。結果からみると、50代の方は自分自身の行動変容によっては解決しにくいということです。

○横山 わかりました。

○打越 座長から補足します。横山委員のご指摘は非常に重要で、具体的にどんなケースをイメージすればよいか、更に踏み込んで自治体側に聞いていく必要があるのですが、確定的なことは言えないのですが、例えば、自分自身が保護する意識をもって犬や猫をたくさん飼っていて、不妊去勢手術のお金は自分で出している、あるいはボランティアによって出してもら

っている。ただし数が多く、多いがゆえに、自分で世話ができなくて、近隣からクレームなどが出るという場合に、それだけ対応している人ほど、手放さなかったり、確信犯的に飼育していたりする。それに対して、お金が無いなどのなんらかの理由で、気が付いたら増えているような、自分では不妊去勢手術をしていない人たちは、行政やボランティアが不妊去勢手術を提供すると、それで落ち着き、行動スタイルが変わるということであり、非常に深いところの議論が出てきたと感じています。

また年代についても、20代はケースが5つしかないので、これで傾向については言えませんが、気になるのは、40代・60代と、50代・70代というのが、世代が親子で住んでいる場合に、子供の職の有無や、同居の親との年齢差の影響があるかもしれません。単に年齢が上がるにつれて、状況や数値が変わるというよりも、サンドイッチのようになっているというのは気がかりだと思います。

○横山 50より下と、50より上では、おそらく原因が違うのではないかという考えです。

○佐藤 資料2-1の2ページ、図表1の因子分析に用いた質問項目の中の「視点」欄について、いろんな状況が視点として挙げられているので、非常に詳しいなと思ったのですが、「孤立」というキーワードを視点とした場合に、推測がしやすいかどうかをお聞きしたいです。あわせて、6ページの図表6の「要素」欄にも、「孤立」というキーワードを入れることの可否についてもお聞きしたいです。「社会福祉施策と連携した」というタイトルの検討会ですが、私は、社会福祉施策の根幹には、あくまでも貧困に対する防貧・救貧があると感じています。その場合、確かに経済的困窮は貧困にあたりますが、困窮支援の世界では、経済的困窮だけではなく、関係性の困窮も非常に注目されています。人との関係性が非常に乏しくなっているという視点で、この表で「孤立」というキーワードを表現することが可能か否か、いかがでしょうか。目に見えない部分をうまく表現できればいいと考えています。

○(事務局) まず図表1の「視点」は、アンケート調査票に記載したものをそのまま使っており、分析結果から得られたものではありません。また、孤立について、質問項目の中で孤立に該当するのは、図表1の右側の「他人との関わりを拒否する(した)」、「近隣住民との関わりがない(なかった)」などだと思われ、そもそも「孤立」という要素を形成する質問項目が少なかったということが、原因の一つとしてあります。「近隣住民との関わりがない(なかった)」は、図表2の因子1「不衛生」に入っていますが、統計的には、因子寄与率が0.346ということで、あまり強い寄与率が出ていないため、「近隣住民との関わりがない(なかった)」は、今回挙がっている7つの因子に含まれない可能性もあるということです。そのため、もう少し孤立に関わるような設問を増やして、それに対する回答のデータがあれば、孤立に関する因子も出てくる可能性があります。

○佐藤 わかりました。一応今の説明は納得できますが、推測できる要素、要因として、例えば「サービス拒否」という因子について、単純に医療拒否の場合もありますが、支援拒否という場合もあります。あくまでも推測論ですが、その背景にあるものとして、「孤立」が考えられるというコメントがあればいいと感じました。

○横山 年齢と同居の家族数はどこで見たらいいですか。

○（事務局） 年齢は世代のところですよ。

○横山 年を取ると、家族が増えるのか減るのかなどは、どこかで見ることはできますか。そうすれば、孤立がわかります。

○（事務局） 年齢に関する質問は、アンケート調査票の属性に関するところにあって、87ページから101ページです。家族数に関しての設問項目はありません。同居者については、同居者の有無別に分析を行っていますが、同居者の年齢までは把握していません。

○打越 佐藤委員のご懸念である孤立の問題と、同居者や年齢で孤立の状況を把握できるのではないかというご意見ですね。

大前提として整理しておきたいのは、因子分析に出てきたものだけが全てではなく、むしろ具体的な事例の自由記述欄に非常に厚みがあって、その中には、社会的孤立や同居者の有無ということが、たくさん書かれています。ですから、アンケートによる定量的なエビデンスがなくても、定性的な情報から、社会的孤立への対策が非常に重要であるということは、ガイドラインに書き込むことができますし、書き込んでいくべきだと思います。ここに出ていないからといって、慌てなくても大丈夫だと思います。

また、横山委員の孤立についての同居家族の問題で非常に興味深いのは、資料2-1の10ページ、上から2つ目の項目、「同居はしていない「その他」の家族がいる」のほうで、実は、行動変容による解決が難しいというところがポイントになると思います。因果関係ではないのですが、相関があるとなると、状況次第で、同居していない家族がいるほうが解決しにくいのではなく、親族や家族がいるにもかかわらず、同居していない、近くに来ない、近くに住んでいない場合は、本人の気難しさや頑固さ、暴力を伴うなど、もともと本人が行動変容を促しにくい人物である可能性があるということを示していると思います。ですから、社会的孤立という問題についてのキーワードを落とすわけではないと思いますので、佐藤委員にはご安心いただきたいと思います。

内容に踏み込んできましたので、どのようなご意見でもどうぞ。

○岸 大変細かく分析していただきありがとうございます。年代別に分析をしていただい

ておりますが、60代でまとめてしまうと、65歳以上は地域包括支援センターが関わることになり、対策や施策が大きく変わります。そのため、どれくらい状況を把握しているか、関係機関と連携しているかということも、施策に紐づいて変わってきてしまいます。また、65歳以上は、高齢者虐待防止法でセルフネグレクトにも対応してくださいという通達が厚生労働省から出ています。優先度は虐待よりも低くなりますが、基本的に対応するということになるので、対応しているかどうか、状態が把握できているかは、65歳以上か未満かで大きく差が出る可能性があります。アンケートの分析を年代別に行うことは問題ありませんが、対策や対応等の検討に関しては、65歳以上を分けていただいたほうがいいと思います。

それから、特に高齢者に限って言えば、先ほど打越座長がおっしゃった、その他の家族がいないほうが解決につながるという点ですが、一人暮らしのほうが、同居家族がいない分、家族の了解を得なくても対応がしやすいところがあり、高齢者の場合には実態にあっているとしました。家族が離れて住んでいても、家族がいる場合は、その了解を得ないと、成年後見制度などを適用するときに非常に難しく、むしろ一人暮らしのほうがいろいろな対策がとりやすいところが、高齢者の場合は当てはまると思います。

因子分析の結果は非常に興味深いと思いますが、3ページの因子分析の結果の因子1に、「近隣住民との関わりがない（なかった）」という孤立要素が入ってくることに違和感があります。これが独立するかどうかはわかりませんが、因子として「不衛生」の中に入れてしまうのは、あまり適切ではないと思います。セルフネグレクトの調査では、孤立が大きな課題で、孤立と拒否が合わせて問題になっているので、因子の分類の方向については、そういったことを付記していただければいいと思います。

20代はサンプル数が5しかなく、これがかなり特異な事例の可能性もありますので、これを定量的に分析する際の扱いは、非常に慎重にされたほうがいいと思います。事例も、無作為に抽出されたわけではありません。30代はサンプル数が57で、多少、多いですが、20代以下の事例については、定量的に結果を示す際には慎重な取扱いが必要で、これだけで判断することはできないのではないかと思います。

○横山 今の意見に関連して、資料2-2、113、114ページを見ると、孤立している人のほうが関わりやすいということもありますが、同居者がいるほうがトラブルや関わりの拒否が減るので、同居者がワンクッションになっている可能性はあると思います。ですから、孤立していないほうが、もともとトラブルが少ない可能性があるのではないかと思います。

○打越 今のご意見に追加ですが、統計の研究をされていない方からすると、定量分析と定性分析を、まるでダブルスタンダードで情報を選んでいるようだと非難されがちです。実際は本当にケースバイケースだということが出てきているなかで、なんとか情報を取りまとめて、少し単純化してまとめようという時に定量分析があり、更に具体的に踏み込んで、様々な条件を考察する時に、自由回答欄や定性的な考察が乗りかかってくると思います。そ

れはどうしても、誰がやってもダブルスタンダードと言われかねないのですが、情報の取捨選択があると思いますので、そのことは各委員からの知見として、ご経験として、ガイドラインに入れていくということでもいいのではないかと思います。

因子分析に関して、「近隣住民との関わりがない (なかった)」を「不衛生」に入れるのはどうかという岸委員のご意見について。事務局が最初に少し説明しましたが、資料2-1の3ページの図表2で、因子の1~7まで出ているのは客観的に確実ですが、それに関係する質問項目を集約してどのようなラベルで呼ぶかは、事務局とコンサルが便宜的に入れておくだけであり、必ずしも「不衛生」という表現でなくてもいいのです。ほかの因子についても、ラベリングも含めて、委員から意見を聞きたいというのが、五十嵐さんからのお話でした。ですから、その後のページに掲載されている別の因子分析については、因子の1~4まで挙がっていますが、ラベル化はされていないので、それを何と呼ぶかについても、委員のご知見をいただきたいところです。

ただし、「近隣住民との関わりがない (なかった)」が「不衛生」のカテゴリに入っていることはいかにかという岸委員のご意見は、確かにおっしゃるとおりです。どこまでを捨てるかにもよりますが、因子の数値を見たときに、0.9や0.8など、因子1で高い相関を示している質問項目があるならば、0.4以下である下の2つ、「髪・髭・つめが伸び放題である (あった)」と「近隣住民との関わりがない (なかった)」は、むしろ因子1には入れないという形で、数字を切ってもいいのではないのでしょうか。0.9と0.3を同じ因子に入れる必要はありません。これらの質問項目が他の因子に寄与している可能性を考えますと、「髪・髭・つめが伸び放題である (あった)」は因子2に対しても、その因子寄与率が0.35となっていますので、因子1ではなく、因子2に含まれる可能性があるかもしれません。

一方で「近隣住民との関わりがない (なかった)」は、ほかの因子への寄与率も小さいため、今回の結果で得られた7つの因子に含めるのではなく、「因子8」として独立させてもいいかもしれませんので、そのあたりはまた追って分析していくということで考えていきましょう。

ここは大事ですので、もう少し意見をお聞きます。

○佐藤 因子6の「サービス拒否」という名称ですが、サービスという言葉だと、いろんなものをイメージしてしまいますので、ストレートに「支援拒否」というキーワードでいいと思います。

○打越 それがいいと思います。ラベリングについてのご意見は他にないでしょうか。

では、私からもあります。因子5の「固執」ですが、単に固執しているというよりも、愛着があつて殺されるのがかわいそうというもので、殺処分を恐れるとか過度の愛着といったことです。おそらく、行政に対して拒否反応が見られるのは、保健所の動物担当職員が行くと、保健所は殺処分するところだということで拒絶していると思います。単なる固執とい

うよりも、愛着を持っているうえでの固執とか、動物の命への固執というところだと思いますので、そのラベルは少し工夫したほうが良いと思います。

ラベルに限らず他にもご意見があればどうぞ。

○横山 資料の2-2の81ページあたりをみると、他者への暴力につながるケースは少なく、これはネグレクトの一種だということが、はっきりしてきているような気がします。次は90ページですが、「担当者個人の顔を覚えていないことがある（あった）」にあてはまる割合が、年齢が上がるにつれてははっきりと上がってきていて、これは認知症の関わりが必ずあると思われるため、認知症の関わりの有無の2つに分けたほうがよいと思います。たとえ愛着があるという傾向が示されても、認知症の愛着とはまたちがいます。愛着は年齢にあまり関係ありませんが、担当者の顔を覚えていないことには年齢との相関がみられますので、やはり2つの山があるような気がします。

106ページにある「暴力を振るわれる恐れを感じる（感じた）」については、男性が多くて女性が少ないため、暴力を振るうのは男性で、女性のほうが愛着があるように見えますが、実際は、男性のほうが力が強いので力で何かしようとする、女性のほうは情緒で押してくるといふ違いであると思われます。あまりここに惑わされると、実態以上に男女の違いが出てきてしまうので、注意が必要だと思います。また、設問には「感じる」とあり、回答はあくまでも担当者の主観です。

121ページで、放し飼いにしているかどうかですが、経済状況が明らかに下がっているの、経済状況と多頭飼育は関係があるというのは、非常におもしろいデータだと思います。

○打越 他にございませんか。

○（事務局） 先ほどの岸委員からの60代以上に関するご指摘について、アンケートの選択肢を10歳刻みにしていたため、分けて集計することはできませんが、65歳以上では状況が違ってくるということを念頭において、今後の調査・検討を進める必要があると感じています。また、20代のサンプルは確かに少なく、数値も傾向がつかみにくくなっております。こちらについても今後の調査・検討にあたって留意するようにします。

○岸 調査票全体のバランスもありますので、調査票設計の段階では、65歳以上を分けるという話をしませんでした。文章の中で十分に解説していただければ良いと思います。

○佐伯 資料2-1の図表11にある、多頭飼育に係る動物を入手した経緯について、「その他」ではない／である、の二択になっていますが、「その他」とは、入手経路がわからなかったということでしょうか。調査票の選択肢にある入手経路以外の入手経路は思いつかず、「その他」は単に情報がなかったということだと思いますので、入手経路が「その他」

ではない／である、という情報の意義がどこまであるのか、よくわかりません。

逆に、わからない、情報がないことに意義があるなら、「その他」という表現は適切ではなく、むしろ「情報が得られなかった」や「把握できなかった」、「説明がなかった」などのほうが、理解しやすいのではないのでしょうか。

ここは、どのような意味で「その他」とされたのでしょうか。

○（事務局） 「その他」の内容の定性的な部分はまだ確認できていませんが、図表 11 の一番右の「レンジ」欄に数値があり、入手経緯は 0.07 となっています。レンジは各質問項目の絶対値の差を取っているものですが、0.07 は、今回出している質問項目の中でいちばん小さくなっています。この分析結果に対して影響が少ない質問項目でもあるので、確かにあまり意味がないと思われそうですが、一応統計的には出ているので、「その他」の具体的な内容を見ていく作業が必要だと思います。

○打越 私から、アンケートの追加分析から見えてきたことについて。

資料 2-2 の自治体の体制について、多頭飼育者そのものに注目が集まっていて、あまり議論できていません。17 ページから 54 ページにかけては、現時点で自治体がどんな取組をしているか、また、その取組をしている場合に、他のこともやっているか、やっていないかという、自治体の現状の手法の関連性を見えています。先ほど事務局からも簡単に説明がありましたが、やはり届出制がある自治体のほうが、若干、他の取組もやっているという傾向が出ています。

さらに顕著なのが、関係者が集まる会議体を持っているかどうかによるそれ以外の団体とも連携協力が進んでいるか否かの回答の差です。例えば、動物愛護管理局への通報や、不妊去勢手術を勧める説得などに関して、ボランティアや民生委員が協力している、動物病院が連携している、あるいは警察などが通報に連携しているというのは、やはり会議体を持っている自治体のほうが多いという結果が出ています。これは因果関係ではないかもしれませんが、いろんな関係者との話し合いの場を持っているということは、それだけ多頭飼育問題を考える素地が官民をあげて育っている自治体ということになると思いますので、おそらくこうしたカンファレンスの会議のような、情報共有の場の有無が非常に重要になります。後ほどの議事 4 で言ってもいいところではありますが、ガイドラインに会議体の設定が有効だというような方向は載せたほうがいいと思います。

では、会議体がない自治体ではどう対応しているかという、おそらく保健所にクレームの電話がかかってきて、担当者が電話に対応し、場合によっては現場に行く。職場で身近な人にどうすればいいか相談をするが、結局は一人で抱え込んでいる状態だと思います。会議体があるということは、情報の共有や連携だけではなく、担当者の状況をみんなで話し合う時間を設けているということです。一人で電話を受けて、書類を作り、現場に行き、報告書を作成するだけで終わらせず、話し合う時間を設けていることが、最初の一步になると思



いますので、資料2-2の17ページから57ページあたりは、大切な情報が入っていると思えました。

次に資料2-1について、先ほどから議論が出ている3ページの多頭飼育者像に関する因子分析ですが、因子が今7つで、8つになるかもしれませんが、因子名のラベルはこれから修正するとしても、これらが浮かび上がってきたことが非常に重要で、それぞれに応じて、対策を練る行政担当職員も民間団体も、得意不得意が違うはずで、それぞれの関係主体の強みを生かして、例えば非常に不衛生な問題を誰が担当するか、当事者に自立困難という要素が含まれている場合は、自立困難の要素に対しては獣医師では対応できないので、保健師やケースワーカーが対応する必要があるということです。多頭飼育者の要素の7つのうち、1人の当事者が抱える要素に応じて、行政側の動物部局、福祉部局、ボランティア、獣医師、獣医師会、警察、民生委員、町内会という多様な主体が、どこをどう担当するか、作業の役割分担に関わってくるという点で、これが出てきたのは非常に重要だと思っています。

同じく資料2-1の散布図を見ても、分類はできなくても、4ページで、非常に不衛生で自立困難なケースもあれば、清潔で本人もしっかりしているが頭数が多すぎるというケースもありうるので、まさにケースバイケースです。こういうパターンであれば解決できるというわけではないからこそ、関係者が一つ一つ知恵を絞ろうという論拠になると思います。

最後に、同じく資料2-1の7、8ページで、どなたも触れていなかったところですが、7ページのQ1の自治体の体制、連携している相手とどんな連携ができているのかということ束ねるための因子分析ですが、関係主体として、福祉部局、社会福祉協議会・民生委員、自治会・町内会、獣医師会・動物病院、動物愛護団体・ボランティア等、警察の6種類の動物愛護管理部局以外の主体が出てきています。動物愛護管理部局を合わせると7種類主体があるということですが、それをまとめたのが8ページで、これらの主体がどのようにグループ化できるかについての結果であり、因子1は民生委員や自治会ということで、ラベルは貼っていませんが、地元系・地域系の主体ということになります。面白いのは因子2で、獣医師会と警察がセットで出ていることです。獣医師会だけで単独、警察だけで単独ではなく、どうやらこの主体は比較的セットで動くことが見えてきたということが興味深いです。また、愛護団体は独自の主体で動いていることが見えてきましたし、福祉部局は飼い主の支援という点で、福祉の観点から独立的に存在しているとなると、関係主体が4パターンに集約でき、特に獣医師会と警察がセットになっていることが見えたことには意味があると思います。

動物病院は、中にはボランティア価格で不妊去勢手術に熱心に協力しているところもありますが、非常に例外的な存在であって、本当は安価な料金でやってもらって負担をかけるよりも、行政獣医師が不妊去勢手術ができることに意義があるだろうと考えています。むしろ獣医師会は、動物虐待に該当するかどうかの判断や、人獣共通感染症の問題があるからこそ、警察も含めて本気で動かなければならない事態に、専門家としての知見を提供してくれるところに意義があるということが出てきているのだと思います。動物病院が不妊去勢手

術をしてくれるという安易な甘えで、動物病院や獣医師会を見るよりも、獣医師会の役割として、警察と連携してもらえようという、専門知識を出してもらいが必要があり、実際そのように各自治体が動いているということが浮かび上がってきているのだと思いますので、重要な因子分析になったと思います。

○（事務局） 一点補足をさせていただきます。条例の意義について、資料4の3ページの下から2行目に、前回、打越座長からいただいたご指摘の内容を記載していますが、条例をつくるには、動物愛護管理局だけではなく、社会福祉の部局にも声をかけて検討会を開くことで、認識も共有され、連携も図れるだろうというご指摘をいただいております。こうした観点から今回のクロス集計を見ますと、17ページから、条例に基づく届出制度については、動物愛護管理法に基づく届出制度と、そうでない届出制度に分けて掲載をしており、動物愛護管理法に基づく届出制度がある自治体、条例を設置している自治体については、動物愛護管理局単独の取組が進んでいるように見えますが、逆にそのような自治体では他部局との連携があまり進んでいないとか、動物愛護管理法に基づく届出ではない条例を設置している自治体は、他部局との連携が進んでいるということが見てとれると考えています。

○打越 それでは時間が押していますが、何か一言言っておきたいことはありますか。それでは議事3に移りましょうか。取組を始めている自治体の事例を事務局が調査してきた結果をご報告ください。

### （3）ヒアリング調査の結果について

○（事務局） 資料3の自治体ヒアリングから得た示唆について、滋賀県、豊田市、京都市、練馬区へのヒアリングを行った結果を報告します。

この4自治体に関しては、岸委員から、ごみ屋敷の対応やアプローチが多頭飼育対策にも大変有用であるというご意見をいただき、日本都市センターから出されている『自治体による「ごみ屋敷」対策—福祉と法務からのアプローチ—』の事例から、特に多頭飼育対策に役立つ示唆が得られるような自治体を選んで、ヒアリングをさせていただきました。今、ご議論があったように、会議体や条例があるというところが、4自治体でも特徴として挙げられていました。

まず滋賀県からご報告します。滋賀県では緩やかな会議体をつくって、多頭飼育に対応している事例になります。取組は、甲賀市の環境の担当課、生活環境課、障害福祉課、社会福祉課、またNPO法人、県の動物保護管理センター、動物愛護推進員、甲賀市の地域包括支援センターなどが中心となった「こうが人福祉・動物福祉協働会議」を設立して、この中で協議しながら事案に対応しているものです。この会議体の中で、いちばん重要なポイントと

されているのが、動物と人、両方の福祉を考えることです。会議体を設立した後の変化として、今まで動物行政だけが対応していた事案に、当事者と話ができる福祉関係やNPOの人が同行するというアプローチに変更したことであり、それによって飼い主と話ができるようになったということが挙げられました。

次に、ヒアリングの結果、ガイドライン作成にあたって参考となる点を挙げています。まず、滋賀県の普及啓発のためのアプローチ・施策ですが、一般向けには、猫は爆発的に増えるものだという情報を周知するポピュレーションアプローチといわれるものと、多頭飼育の予備軍を検知して、それを未然に防ぐようなハイリスクアプローチという2つのアプローチで、取組を進めています。

また、普及啓発の資料としては、猫について紹介する一般向けの見やすいリーフレットを作成し、啓発をしています。特に滋賀県では、圧倒的に多頭飼育は猫のケースが多いので、猫がこんなに増えてしまうということを、わかりやすく、1枚につき伝えたい1テーマに絞って、これまでに4種類のリーフレットを作成し、配布しています。

多頭飼育検知のためのフローチャートを現在作成中ということでしたが、例えば、訪問した時に猫がいるかいないか、何匹いるか、雄か雌か、不妊去勢手術をしているかなどの項目をたどることによって、担当する世帯における多頭飼育の状況を把握して、悪化する前に検知しようという対策を取っています。このフローチャートも、完成すれば公開するということでした。

その他、多頭飼育予備軍のさらに上の段階である、既に多頭飼育状態になっているハイリスクな層への対応が現在の課題であり、そのような問題に対しては、精神科医の協力が必要であるということが挙げられていました。

また、多頭飼育は継続的な見守りがなければ100%再発すると言われていています。心の穴を動物で埋めている人が多いので、その穴が再び開いてしまうと、他のものや人で埋めてあげる必要があるため、アフターフォローを重視しているとのことでした。

次に、豊田市です。豊田市についても、はじめは緩やかな会議体で始まったものが、今は条例ができて制度化された会議体によるアプローチになっています。対策会議を設置して、事務局として、環境保全課、地域福祉課、福祉総合相談課、地域保健課、消防本部予防課などが入っていますが、犬猫に関わる事案であれば動物愛護センターもメンバーに加わるという体制になっています。

次のページに、ホームページにも公開されているパンフレットを掲載しています。「不良な生活環境とは？」に書かれていますが、ごみ屋敷、動物の多数飼育、雑草・樹木の繁茂が原因になり、衛生上、防災上、防犯上の支障が生じているものが、不良な生活環境であると定義して、対応しています。

ガイドラインの参考になる点としては、豊田市においてもチェックシートを用いて、A～Cの3段階で、不良生活環境の判定をしていることです（Aは対応する、Bは経過観察、Cはほぼ問題が発生していない）。また、対応にあたっての業務マニュアルを作成している点

も参考になります。

その他、関係機関との役割分担で、情報を集約する課を設置しています。どこが様々な情報を集約するのかを決め、他部署はその部署の存在を知っているため、当該部署を起点にして関係部署に情報が共有されるという仕組みになっております。また、事案ごとに通報すべき課や、対応のフロー図が整理されており、マニュアルを作って対応しているということがわかりました。

対象者とのコミュニケーションのポイントは、飼い主やごみの堆積者との間になんらかの共通事項を見つけることで、例えば、猫好きであれば、動物愛護センターとボランティアと一緒に話をする、行政を拒む場合は、大人数が一度に押し掛けると拒否反応を示すので、なるべく顔見知り数人で訪問するなど、プチコツ的なアプローチが把握されました。

また、豊田市でもアフターフォローが非常に重要だということを強調しており、一度はごみ屋敷を片付けた家にも、必ず継続的に見守りをしているということです。

次に京都市に移ります。京都市でも横断的なプロジェクトチームを設置しています。京都市では、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を施行しており、その下で対策チームを組成し、区役所や支所の庶務を担当する地域力推進室や福祉関係の課、消防署などがコアメンバーになっています。中心的な役割は、係長級の保健師が担っており、基本的にはごみ屋敷対策に専従的に対応していることが特徴になっています。

ガイドライン作成にあたって参考にできる点は、多頭飼育の情報探知・予防ネットワークシステムとして、動物愛護管理局が生活保護受給者の猫の飼育状況を把握するために、ケースワーカー全員を対象としたアンケートを実施したことです。その結果、数パーセントが猫を飼っていることが判明し、飼育頭数が多いケースも見受けられたそうです。また、地域包括支援センターとの連携を密にして、訪問時の同行や情報共有をお願いしていることでした。さらに、条例で多頭飼育届出制度があるので、多数の動物を飼養する者に対する立入調査や、繁殖の抑制など適正飼養に関する周知を実施しています。他にも、啓発普及のための施策として、ケースワーカーの会合や、地域包括センター及び社協の合同研修会を実施し、そこで猫の繁殖力について、市の引取手数料、不妊去勢手術費用の助成制度等の市の取組や愛護団体の取組などについて、情報を提供しています。

京都市においても、ごみ屋敷の定義付けにチェックシートを作成しています。豊田市と同様に、チェックシートを用いて物の堆積・放置や多頭飼育、雑草の繁茂のいずれかに該当しているかどうか、また状態を abc の 3 段階で判定しています。解決した場合も、アフターフォローを重視しており、チェックシートでの判定結果が b・c になっても、再発の恐れがある場合は経過観察をしています。

最後に練馬区です。練馬区は、多頭飼育というよりも、精神疾患を負っている人たちへのアプローチやコミュニケーションの仕方がとても参考になるとおもわれます。

練馬区では未治療、治療中、病状不安定などの問題を抱える精神障害者の方に、これまでは保健師がアプローチしていましたが、保健師だけでなく、精神科医や精神保健福祉士（相

談員) がチームになってアウトリーチ事業を行っているというところが特徴になっていません。

問題発見から対応に至るプロセスで、アウトリーチの対象にするか否かを、導入のところから関係者間で会議を開き、アプローチの仕方を考えています。また、対象者の状態はチェック項目を作成して評価しています。保健師が訪問しても、通常それほどすぐには改善の兆しは見られません。しかし、1か月、2か月の間改善が見られないと、上司から「どうなっているのか」と言われることもあり、半年間の目標を設定して、「何も話してくれなかった人が少し話してくれるようになった」「扉を開けてくれた」などの小さいステップごとにチェック項目を立てて、改善の状況を見られるようにしていることが、アプローチの参考になると思います。

目標設定した項目の評価については、8つのチェック項目を立てて、アセスメントを実施しています。例えば、通院につながった、関係機関との連携ができた、対人関係で少しステップが上がった、というような成果を確認しながら実施して、支援を展開しています。このアウトリーチ事業が効果的であったため、2人だった精神保健福祉士が4人になり、来年度には8人になります。

コミュニケーションのポイントは、本人にとってプラスになる面を提案しながら、こちらが敵ではないということを理解してもらって、時間をかけて信頼関係を構築することだそうです。また、信頼関係を築くためのポイントとして、長期戦になる覚悟をすること、また、自治体職員には異動があるため、チーム全員が一度に入れ替わることは避け、本人と何らかの関係が続くようにすること、途切れることなく、必ず定期的に、何らかの形でコンタクトを持つこと、という点が強調されていました。対象者の情報の開示・共有にあたっては、相手が家族であっても、必ず本人の同意を取ってからにすることでした。

その他、多頭飼育者については、全頭を取り上げるのではなく、本人の希望と継続飼養の可能性を考慮して、一定程度の犬猫を預けておいたほうが、本人にとってもよいということでした。以上です。

○打越 滋賀県は動物の観点から、豊田市、京都市はごみ屋敷問題から、練馬区は精神保健の分野について調査をしてくださり、切り口はそれぞれちがいますが、連携が進んでいる事案であることは間違いのないと思います。なにかご質問・ご意見があればどうぞ。佐藤委員いかがでしょうか。

○佐藤 資料2-2の142ページに書かれている、困難になっている要因や直面している課題等について、探知の遅れが気がかりでした。ここに連携の難しさが潜んでいて、それを解決するヒントになり得るのが、今の4つの事例なのだと理解しました。気づくという探知の部分と、それをどうつなぐのか、どこに相談するか、そこから始まる解決へのアプローチという形になってきます。

また、最後の事例にありましたが、解決に入っていくためのアプローチでは、行政職は上にいけばいくほど結果にこだわりますので、わずかな進歩ではなかなか納得してもらえないということが、実際に現場ではあるのは確かです。そんな中で、やはり関係構築に対するアセスメントができる表があるという事例が、とても参考になると思います。

アフターフォローについては私自身も気がかりで、最初の滋賀県の事例にあります、「心の穴」が非常にいいキーワードです。それを動物で埋めているなら、それがなくなった場合にどうすればいいのかを話し合いながら、課題解決に結びつけられるような仕組みがあればいいと考えています。このような事例をたくさん集めていただき、ありがとうございます。

○打越 横山委員、佐伯委員からも、事例について何かありませんか。

○佐伯 動物とのかかわりというところでは、心の穴と同じだと思いますが、練馬区の事例にある、全頭取り上げるのではなく、本人の希望と飼養継続の可能性を考慮し、通常一部を残しているといったことが、大事なところの一つだと思います。打越座長からもご指摘いただいた、資料2-1の、図表8、因子2で、獣医師会と警察が同じ因子に入ることについて私が感じたのは、ここの部分は、解決のために強制力・組織力を行使できる場所であり、解決方法の一つではありますが、どちらかといえば、動物を取り上げる方向になると思います。動物を取り上げれば済むところと、そうではなく、心の穴を埋めながら動物と共生していくという解決をしていかなければいけないところと、様々あるということを示唆していると感じました。

○横山 資料が集まってくるにつれて、ごみ屋敷と多頭飼育は、結果的には違うのではないかということが見えてきました。ごみは増えませんが、動物は増えるので、そこが決定的に違うと思います。また、ごみ屋敷の人は、動物を集めないかもしれないということが、研究すれば結果として出てくるかもしれません。動物がつかいでいなければ増えないかもしれませんが、そこにストップをかけられないでしょうか。動物がつかいでいないから、それなりにきれいに保っていたのに、つかいでいるために、どんどん増えて、糞などでごみ屋敷になると考えると、動物がつかいでいなければよいのかもしれない、ということになります。

我々は何のために多頭飼育をなくそうとしているのか、目的をはっきりさせなければいけません。本人がそれでいいと言っているのなら、なぜいけないのかが、明確ではありません。

なぜ増えるのかについては、近親交配への危機感がないことが背景にあると思います。きょうだいで交尾をして繁殖しているのを、平気で見ていることは理解できません。また、死骸が放置されていたり、動物が病気になっていたという点については、人間と動物を別のものと考えているのではないのでしょうか。

つがいになるから増えるなら、今は偶然動物がいなくて多頭飼育者になっていないが、そこに動物が入ると一気に多頭飼育になってしまうような、潜在的な多頭飼育者がかなりいるのではないのでしょうか。それにストップをかけられないかということが大事で、それが多頭飼育を新たに生み出さない方法になるのではないのでしょうか。

もしそうなら、頭ごなしにストップをかけるのではなく、例えば、雄2頭なら増えないのでもいいなど、「この条件を守れば多頭飼育もOK」という逆の方策を検討する余地もあるのではないのでしょうか。現状は、どちらかといえばストップをかけている。そのような印象を持ちました。

○打越 広がりのある論点で、最後のまとめでご発言いただいたほうがよかったかもしれないぐらい、示唆のあるご意見だと思います。佐伯委員と横山委員がおっしゃったことは、多頭飼育者は不衛生でどうせまともに飼えないと決めてかかるのではなく、きちんと周りの支援があり、社会的孤立がない、不妊去勢手術を済ませてあるなどといった条件を満たす限りは、飼育することが心の支えになっているということを否定してはならない、ということだと感じています。

また、横山委員の、何のためにやっているのかわからなくなってきたというご意見も興味深いですが、飼い主の生活支援と、不適切飼養下にある動物の救護、周辺環境での悪臭や、生活環境が悪化しているという状況の3点セットで考えるのがこの検討会ですので、バランスを見ながら考えていくという点で、どれか1つということではないと思います。

その上で、自治体ヒアリングについて、私のほうからも気づいたことを述べさせていただきます。この4件の事例は非常に素晴らしい事例だと思いました。こういったものをガイドラインに入れる必要があります。他の自治体の受け止め方として、あそこの自治体はこれがあったから出来たが、うちは無理だ、というようにネガティブに捉えるのではなく、あそこの自治体はこういうやり方をしていて、全国的に褒められている、だから我が自治体の議員に応援を頼むとか、財政部局や福祉部局に理解してもらうための根拠として、やはりいい事例は入れていく必要があると感じました。

福祉やごみの分野から動いていただくのは本当に有難い話ですが、そうでなくても、滋賀県の取組は非常に良いと思っています。チラシを1枚1テーマに絞るといったことも、非常に知恵があり、表現についてもよく、関西らしく、「えげつないニャー」など読みやすい形で工夫しています。また、行政職員が知恵を絞って業者に印刷を依頼するという方法ではなく、ボランティアも加わった「こうが人福祉・動物福祉協働会議」というカンファレンス会議が作成しているということで、プロのデザイナーに頼むより、経費も節減できていると思います。だからこそ枚数も種類も作れるというわけで、こういった知恵を入れていくということは非常に重要だと思います。

時間が押しているなのでこのぐらいにして、委員も今日初めてもらう資料が多くて戸惑っているところですので、よかったと思えるところはまた事務局に伝えるようにしていきます。

いと思います。

本来なら 30 分ほどかけるつもりだった議題 4 ですが、これまでの委員からのご意見からもうすでに拾えるところが入っていると思います。最後に資料 4 を見ながら、ガイドラインの項目をさらに増やしていくところを議論したいと思います。

#### (4) 骨子（案）をふまえたガイドラインの作成作業について

○（事務局） 時間が少し押している関係で、会議時間を 10 分ほど延長することは可能でしょうか。

○打越 皆さん大丈夫のようです。

○（事務局） 前回お示ししたガイドラインの骨子案を踏まえて、どのような材料をもとにどういった記載をしていくべきかご意見をいただきたい、またその部分についてどういった専門の方に監修をお願いするのかということをご議論いただきたいと考えています。中には、記載すべき事項、留意事項として、これまでの検討会で委員の皆さまからいただいたご意見から、関係すると思われる事項をあげており、今回はこれ以外に、さらに追加でご意見があればいただきたいと考えております。

かいつまんで説明いたします。ガイドライン全般については、どういったガイドラインにすべきかという点で、これまでいくつかご意見をいただいております。不適正な多頭飼育については、社会の問題、地域の課題と捉え、関係各部署がこの問題を共有する必要があることが伝わればよい、連携が必要と思えるような事例を掲載する、数値を示すなどの工夫をしてほしい、といったご意見をいただいております。

一方で、事務局からは、実情に応じて対応できるような選択肢を提示することが重要であると申し上げており、例えば、条例を作るには膨大な人的コストがかかり、不妊去勢手術をするにもコストがかかるため、各選択肢が提示されるなかで、自治体が最も費用対効果が高い方法を選べることが重要だと考えております。先ほどお示した、ごみ屋敷などのヒアリングの結果についても、既に先進的に取り組まれている自治体の事例を踏まえて、ガイドラインに書き込めることは書き込むことによって、自治体に余計なコストをかけずに活用していただきたいということが念頭にあります。また、うまくいった事例を複数掲載し、自治体職員が自分たちの状況を踏まえて、応用したり組み合わせたりしたりするようなことも必要と考えています。

インフォーマルな対応については、これは自由記載のところですが、そういったことが解決につながることもある、ということです。

ガイドラインをどこに配布するかが重要というご意見をいただいておりますが、基本的には、自治体の動物愛護部局を対象としつつも、いろんな部局が連携したいと思えるよう、



環境省、厚生労働省、大学の研究者などにも響くようなガイドラインになるといいと考えております。

「はじめに」には、3つの観点や、これまでのガイドライン作成に至る経緯を記載します。要領などに記載してあるものです。

次のページで、多頭飼育の定義・概念に関して、定義を明示することは重要であるというご意見のほか、共通で定義できる部分、自治体によって地域性を踏まえる部分はあるかもしれない、というご意見もいただいております。

また、動物のネグレクトについては、一定の定義ができるのではないかと意見をいただいております。

多頭飼育者の特徴・タイプ分けについても、いくつかご指摘をいただいておりますが、動物に過度の愛着を持っている、殺処分を恐れているのにネグレクトをしているという矛盾した行動が見られる、病気かライブイベントかの違いによる対応の仕方がわかるようなものを作ってほしい、また、ごみ屋敷との相違点、共通点ということで、いくつかご意見をいただいております。相違点としては、物の集積と多頭飼育では動物の命にかかわるという点で全く異なることや、放っておくと自然に増えていくことが挙げられています。共通点としては、物を大事にしない、動物に対しても飼ったあとにネグレクトするという点を、ご意見としていただいております。

これまで、海外においては、アニマルホーダーという形で知見が集積されていますが、これについても、海外の知見と合致する部分もあるが、他方で、今回アンケート調査を行った結果からは、海外で言われるアニマルホーダーの属性には該当しない方たちがかなりいるのではないかとということも出ており、それに関するご意見もいただいております。

多頭飼育の問題となる社会的背景については、社会的コストを考える必要がある、生活保護受給者の割合が高い、といったこともありますが、この部分については、例えば、孤独社会に関する既存の知見や書きぶりなども参考にして、書いていく必要があると考えております。

4ページの多頭飼育問題の解決の難しさについては、住居への立入や所有権の壁がある、コミュニケーションが取りづらい、本人がSOSを出さない、といったご意見をいただいております。

また、一番下の行の法的な知識について、法律の裏付けはやはり重要ですので、法律に基づき何ができるのかを明確にし、相手によっては法律を持ち出してくることもあるので、自治体職員も法体系を理解し、法律について話せるようになることが大事であるというご指摘をいただきました。

5ページの必要となる連携主体、主体ごとに連携可能な事項については、ボランティア、町内会、警察、弁護士など、様々なカウンターパートとの連携の必要性についてご意見をいただいております。

また、多頭飼育に至るリスクファクターとして、不妊去勢手術をしないことが一番のリス

クで、それにどう対応するか、また、予防的な関わりについては、予防の観点で最も重要であるというご意見もいただいております。

6 ページですが、多頭飼育が発生した場合の対応については、解決事例をもとに、解決に至るプロセス・キーポイントを時系列でまとめてほしい、行動変容ができて解決した事例にどういった要素が関わってくるのかを書いてほしい、というご意見をいただいております。

下にいきまして、多頭飼育者のタイプ分け、解決すべき事項の抽出については、体力的な問題、精神的な課題など、その人のバックグラウンドごとの特徴を整理し、解決の系統立てができるか、といったご意見をいただいております。

関係機関との役割分担では、ケアマネジャー、ヘルパー、地域包括支援センター、保健師、医師などが、カウンターパートとして挙げられています。

7 ページの多頭飼育者とのコミュニケーションのポイントは、特に貧困や障害などは福祉政策の基本であるので、そうした問題を抱える飼い主とのコミュニケーションについては、動物愛護管理部局に任せるのは酷であり、当事者の心をどう動かすかというところで、福祉部局の協力が必要というご意見をいただいております。

やや専門的な内容になりますが、多頭飼育者の脳において、依存というよりも、一部依存の部分が壊れているのではないかとのご意見もいただいております。はっきりと愛情が乖離しているということを描き出していいのではないかとのご意見もいただいております。

不妊去勢のコストと負担の考え方についても、いくつかご議論をいただいております。この点については、自治体ごとにいろんな工夫がされていると思いますので、そういった事例をヒアリングして入れていき、選択肢を示していくことが重要であると考えております。

8 ページのアフターフォローの重要性についても、先ほどご議論をいただいたところですが、動物がいなくなったら支援はそこで終わりなのか、人へつないでいくべきなのではないか、いろんなバリエーションを整理するべきはないかということです。自治体の取組事例については、ケーススタディなどを行っている自治体などを中心に、ヒアリング調査の結果なども中心に入れ込むことを考えております。

9 ページは、前回ご紹介した部分と重複するところもありますが、新たにいただいた観点としては、コラムに、職員が対応するうえでバーンアウトしやすいので、メンタルへの対応や研修についても入れたほうがいいというご意見をいただきました。

また、動物愛護団体はかなり重要なカウンターパートでありつつも、どんな団体と信頼関係を取っていくかが肝になるというご意見もいただいております。

最後のページに、殺処分ゼロを目指すので取組がしにくい、愛護と福祉がごちゃ混ぜになっているというご指摘があり、そのあたりの考え方の整理も必要ではないかというご意見をいただいております。

駆け足になりましたが以上です。

○打越 ありがとうございます。非常にボリュームのあるガイドラインになりそうですが、今日出てきたアンケートの情報などを入れ込むべきではないかということがあれば、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤 5ページの「4. 多頭飼育への対応（予防編）」の中で、「多頭飼育の情報探知・予防ネットワークシステム」に入るかと思いますが、最初にもお話ししたように、予防を中心に考えいくというところで、啓発やチラシ配布はできますが、予防するための連携、横軸での連携がおそらく足りてないということが、アンケート調査の結果などから見えてきたと思います。予防するための連携の仕組みをうまく作れるように考えていただきたいと思います。

ただ、会議体の新設に関して、懸念を持っておかないといけないことがあります。実は、福祉部局は会議体が非常に多く、毎日何らかの会議があるようなところもあります。そういった流れの中では、できるだけ既存の会議体やネットワークを使えるものは使っていくという工夫が必要だと思います。

○打越 ほかにご意見はございますか。

○佐伯 4ページの「3. 多頭飼育への対応（基本的事項）」の「適切な対応にあたって必要な獣医学的知識」に感染症を挙げていただき、どこまで具体的な疾患を書くかということもありますが、感染症以外にも、外部寄生虫や内部寄生虫、皮膚糸状菌など、多頭飼育で環境が悪い中で増える問題があります。また、動物個体の問題点としては、横山先生からお話がありましたが、そのような状況下では、近親交配が進む中で遺伝的な異常が出ているケースもあるので、個体管理に関しては、遺伝的な奇形をもった動物もかなり出ているということも、感染症以外の視点としてあります。

全体的には、成功事例はもちろん非常に参考になり、重要な情報ではありますが、失敗事例も非常に参考になります。事例を取り上げることができるかどうかはわかりませんが、うまくいかない因子として何があるのかも、興味深いことではないでしょうか。

○横山 だんだんどうしたらいいかわからなくなってきました。ガイドラインは禁止のほうにいくわけですが、社会で孤立したときに動物を1匹飼って癒されるのはいいことではないでしょうか。そこでつがいになるからまずいわけであって、それにストップをかけられないのか、という考えが今までにありませんでした。

もう1点、資料2-1でどうしても気になるのですが、「繁殖業に従事したことがある」や「全ての動物に対して不妊去勢手術が行われている」ケースで改善がしにくいということは、動物の知識を持っている人の方が解決しにくいということになります。誰が不妊去勢手術をしたのかという点で、動物愛護団体が関係しているということなら、どちらとも言えな

いし、獣医師会・動物病院の協力なら、人任せにしているのだと思います。ボランティアなどが関わることによって、行政が介入しにくくなり、解決から遠ざかっているケースがあるのではないかと考えると、そこが1つのポイントになるのではないかと思います。

○打越 先ほどから横山委員がおっしゃっている、つがいや不妊去勢手術の問題は、まだこの検討会では十分に議論できていないところで、経費の負担はどうするのか、どのタイミングでなど、どこまで踏み込めるかはわかりません。ただし、無視して通ることができる課題でもないで、それは追々、議題として考えていこうと思います。

私のほうからも、さっと意見を述べたいと思います。

先ず、資料4の2ページ、「多頭飼育者の特徴、タイプ分け」のところに、海外との比較等がこれまで出てきておりますが、先ほどの因子分析の結果をしっかりと入れて、そこから何を読み取るかを入れていくべきだと思います。

3ページの「多頭飼育が問題となる社会的背景」については、佐藤委員と横山委員から何度も出ている幼少時の経験やライフイベント、貧困や孤立の問題、動物愛護意識の甘さなどについて、しっかり社会的背景を書き込むべきだと思います。

4ページ、「多頭飼育問題の解決の難しさ」について、資料2-2の15ページ、図1-15に、「動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題」というグラフがありましたが、多頭飼育問題の解決の難しさを示すためには、これまでの学術研究や委員の意見からだけではなく、アンケートの図表そのものが重要で、これを貼り付けるべきだと思います。

同じく4ページの「3. 多頭飼育への対応（基本的事項）」の「3つの観点を踏まえた基本的な考え方」について、どんな政策分野であっても、世論の支えがあることが重要で、多頭飼育の当事者は汚くて嫌だという論点ではなく、いつ何時自分も状況の変化や高齢化によってそういった事態に陥りかねないので、福祉と連携した対策の形は非常に重要なのだという世論喚起をしていくことも入れ込む必要があります。

5ページの「4. 多頭飼育への対応（予防編）」で、佐藤委員からあった情報探知を既存の会議体でというお話に関連しますが、情報を探知した後に、どのように普及啓発するかという、普及啓発のための施策が出てきます。ここで重要なのは、多頭飼育者にとってわかりやすく、かつ納得できるコミュニケーションです。練馬区の事例では、コミュニケーションスキルの話が出ていましたが、そういったコミュニケーションの話とともに、自分自身が動物を飼育していて、飼育に関わる作業を因数分解すると、餌をやるという簡単な業務から、糞や尿の始末、ごみを分別して捨てる、社会化する、散歩に連れていく、動物病院を連れていくために捕獲する、連れて行って相談をするなど、飼育者としての手間暇のかかる要素を整理して、どこで多頭飼育者が転ぶのか、どこが大変で引っかかるのかということ进行分析したうえで、行政職員が多頭飼育者にこうなると困るということが説明できることが必要です。今は「そんなに増えると世話がしきれないでしょう」という総論を伝えていると思いますが、それでは相手を説得できません。ですから、飼育に関わる作業の因数分解をしたうえ

で、普及啓発をするということが必要だと思います。

私からは以上ですが、岸委員からも項目立てについてご意見が事前にだされているので、事務局から説明をお願いします。

○（事務局） 「4. 多頭飼育への対応（予防編）」の上から2つ目にある「予防的な関わり・早期発見の重要性」については、地域において予防的に何をすべきかがチェックできるツール等を示す、その下の「多頭飼育の情報探知・予防ネットワークシステム」では、ネットワーク会議の持ち方の例などを示す、というご意見をいただいております。

また、「5. 多頭飼育への対応（多頭飼育を発見した後の対応編）」の上から2つ目、「多頭飼育者のタイプ分け、解決すべき事項の抽出」については、特徴を把握するためのアセスメント項目などを提示し、タイプ別に効果的な対応策を示していただけるとよい、また、下から2つ目、「警察・医師等の専門家の介入」については、どのようなタイミングで何を依頼できるのか具体例を示してほしい、最後に、コラムの「衛生面の課題や対応」については、感染・媒介しないように、支援者が支援する際に衛生面で守るべき基本的事項を示してほしいといったご意見をいただいております。

○打越 ありがとうございます。ガイドラインの項目の充実については、後日委員から意見があれば出していただくということにしたいと思います。

最後にその他、全体としてのご意見はありませんか。今日も大変で、初見の資料が非常に多く、事前に予習ができないなかでの議論でしたが、よろしいですか。

では、今日の議論をとりまとめる形で、長田室長と厚労省の馬上班長に一言ずついただきたいと思います。

○長田 本日も貴重なご意見を多数いただきましてありがとうございました。今日の検討会で、今年度としては最後と考えていますが、この後、ガイドライン素案の作成に入って参りたいと思います。素案の作成の段階で、どのような形で先生方にご相談をしながら進めていくかについては、座長とご相談をさせていただきます。また、横山委員から2度ご指摘いただきましたが、このガイドラインを何のために作成するのか、多頭飼育の何が問題なのかということについて、あまり明確に資料等で示せていません。素案を作る段階で、ガイドラインの冒頭か前半に記載することになると思いますが、しっかり準備をして、またご議論いただきたいと思います。ありがとうございます。

○馬上班長 厚生労働省でございます。本日も様々な議論がありましたが、ヒアリング結果の中で、具体的な社会福祉部局との連携の事例をご報告いただきました。本省でも連携は大事と考えているものの、具体的に何ができるのかは、まだ十分にイメージできていない部分もあるので、これまでいただいた議論や、本日紹介いただいた事例を踏まえて、今後、ガイ

ドラインを具体化していくなかで、具体的に何ができるか、どういう対応を考えられるかについて、引き続き議論していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○打越 ありがとうございました。それでは、時間がオーバーしておりますので、議事はここまでにして、進行を事務局にお返しします。

○（事務局） 委員の皆様におかれましては、時間を超過してしまいましたが、ご多忙のところ長時間のご議論をいただきありがとうございました。打越座長におかれましても、円滑な議事進行をありがとうございました。

本日の意見を踏まえて、また今後も検討を進めていきたいと思います。

最後に事務連絡ですが、次回の検討会は7月の開催に向けて準備を進めていきたいと考えております。以上で本日の検討会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以 上